

平成28年第 [REDACTED]

財産管理委任契約、任意後見契約

及び死後の事務委任契約公正証書 謄本

本公証人は、委任する人 [REDACTED] さん（以下「甲」という。）と受任する人 [REDACTED] さん（以下「乙」という。）の依頼を受けて、双方の述べる契約の内容を聞き、その趣旨を書き取ってこの証書を作成します。

第1 財産管理委任契約

第1条（契約の趣旨・契約の締結）

甲は、乙に対し、平成28年11月30日、自分の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を乙に委任し、乙はこれを受任します（以下「本件委任契約」という。）。

第2条（任意後見契約との関係）

この委任契約を結んだ後、甲が精神上的の病気等により判断能力が不十分な状況になり、乙が第2の任意後見契約による後見事務を行うのがよいと認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をします。

第3条（管理対象財産）

公証人役場

1 乙が本件委任契約により管理する財産（以下「管理対象財産」という。）は、甲所有の全財産とします。なお、本件委任契約締結時の甲所有の財産は、別紙「管理対象目録」記載のとおりです。

2 本件委任契約締結以降に、相続、贈与、遺贈、その他の事由により甲の財産が増加したときには、当然に本件管理対象財産に含まれるものとします。

3 前項により本件管理対象財産の対象となった財産のうち、乙が確知し得ないものについては、乙は、本件管理事務の責めを負いません。

第4条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「委任事務目録」記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を与えます。

第5条（証書等の引渡し及び使用）

1 甲は、乙に対し、本件委任事務を処理するため、その必要に応じて証書等を引き渡します。

2 乙は、前項により証書等を預かったときは、預かり品目録を作成して（甲がこれを不要とした場合には、省略することができる。）これを保管するとと

公証人役場

もに、本件委任事務処理のために使用することができ
るものとしします。

第6条（報告）

1 乙は、甲に対し、3か月に1度、面談その他適切な方法で本件委任事務の処理状況について報告します。

2 甲は、乙に対し、いつでも本件委任事務の処理状況について報告を求めることができます。

第7条（費用負担）

1 乙が本件委任事務を行うために必要な費用は、甲の負担とします。

2 乙は、前項の費用につき、その支出に先立って支払を受けることができます。

第8条（報酬）

1 甲は乙に対し、本件委任事務中、別紙「委任事務目録」における「1. 日常事務」の報酬として、別紙「報酬規定」1のとおり、月額金50,000円を翌月1日に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

2 甲は、乙に対し、本件委任事務中、別紙「委任事

務目録」における「2. 非日常事務」の報酬として、別紙「報酬規定」2乃至4により、当該事務終了時に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

3 甲は、乙に対し、本件委任事務中、別紙「委任事務目録」における「3. 身上監護事務」の報酬として、別紙「報酬規定」5により、当該事務終了時に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

4 報酬額の変更がある場合は、別紙「報酬規定」を基準として、甲乙の協議により決定するものとします。

第9条（契約の解除）

甲と乙は、いつでも本件委任契約を解除することができます。ただし、この解除は、第2の任意後見契約の解除と同時に、公証人の認証を受けた書面によってしなければならないものとします。

第10条（契約の終了）

本件委任契約は、第2の任意後見契約が解除されたとき、又は任意後見契約に基づく任意後見監督人

が選任されたとき、家庭裁判所が甲に対し補助開始、保佐開始、若しくは後見開始の審判をしたとき、甲又は乙が死亡し若しくは破産手続開始決定を受けたときは、当然に終了します。

第2 任意後見契約

第1条（契約の趣旨・契約の締結）

甲は、乙に対し、平成28年11月30日、甲の判断能力が不十分な状況になった場合に、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を乙に委任し、乙はこれを受任します（以下「本件任意後見契約」という）。

第2条（契約の発効）

本件任意後見契約は、乙の請求により、家庭裁判所で乙の後見事務を監督する任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます。

第3条（管理対象財産）

- 1 乙が本件任意後見契約により管理する財産（以下「本件管理対象財産」という）は、甲所有の全財産とします。なお、本件任意後見契約締結時の甲所有の財産は、別紙「財産目録」記載のとおりです。

2 本件任意後見契約締結以降に、相続、贈与、遺贈、その他の事由により甲の財産が増加したときには、当然に本件管理対象財産に含まれるものとします。

3 前項により本件管理対象財産の対象となった財産のうち、乙が確知し得ないものについては、乙は、本件管理事務の責めを負いません。

第4条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を与えます。

第5条（委任者の意思の尊重・身上配慮義務）

1 乙は、本件後見事務を行うに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、これに沿った内容の介護、福祉、医療その他サービスが実現できるように努めるものとします。

2 乙は、その事務処理のため、適宜甲と面接し、日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けるなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めます。

公証人役場

第6条（ライフプラン）

乙は、本件後見事務を処理するに当たって甲が作成した別紙「ライフプラン」を甲の意思として尊重し、これに沿った内容の介護、福祉、医療その他のサービスが実現できるように努めるものとします。

ただし、このライフプランによって代理権に制限を加えるものではなく、また、乙がライフプランの内容に沿って本件後見事務を行うことが甲の福祉に相当でないと判断したときは、任意後見監督人との協議によりライフプランの趣旨を斟酌し、より適切な本件後見事務を行うものとします。

第7条（証書等の保管等）

1 乙は、甲から本件後見事務を行うために別紙「代理権目録」記載の証書等及びこれに準じるものの引渡しを受けたときは、その明細及び保管方法を記載した預かり品目録を作成して甲に交付します。

2 乙は、本件任意後見契約の効力発生後に甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができるものとします。

3 乙は、本件後見事務を行うために必要な範囲で引渡しを受けた書類等を使用することができます。また、乙は、本件後見事務に関連すると思われる郵便物等を受け取り、開封することができます。

第8条（費用負担）

乙が本件後見事務を行うために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができます。

第9条（報酬）

1 甲は、乙に対し、任意後見監督人を選任して後見事務を開始するための報酬として、別紙「報酬規定」1により支払うものとし、乙は、本件任意後見契約の効力発生後その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

2 甲は乙に対し、本件任意後見契約の効力発生後の後見事務中、別紙「代理権目録」における「1. 継続的管理事務」の報酬として、別紙「報酬規定」2のとおり、月額金100,000円を翌月1日に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

公証人役場

3 甲は、乙に対し、本件任意後見契約の効力発生後の後見事務中、別紙「代理権目録」における「2. その他事務」の報酬として、別紙「報酬規定」3及び5により、当該事務終了時に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができます。

4 第2項及び第3項の報酬額が次の事由により不当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができます。

① 甲の生活状況又は健康状態の変化

② 経済情勢の変動

③ その他現行報酬額を不当とする特段の事情の発生

5 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができます。

6 第4項の変更契約は、公正証書によってしなければならないものとします。

第10条（報告）

公証人役場

1 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告するものとします。

(1) 乙の管理する甲の財産の管理状況

(2) 甲の身上監護につき行った措置

(3) 費用の支出及び使用状況

(4) 報酬を定めた場合における報酬の收受状況

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告するものとします。

第11条（契約の解除）

1 任意後見監督人の選任がなされる前においては、甲又は乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本件任意後見契約を解除することができます。

2 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本件任意後見契約を解除することができます。

第12条（契約の終了）

1 本件任意後見契約は、次の場合に当然に終了します。

(1) 甲又は乙が死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき

(2) その他法定の終了事由が生じたとき

2 任意後見監督人選任後に終了事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知し、任意後見終了の登記をしなければならないものとしします。

第3 死後の事務委任契約

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、平成28年11月30日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任します(以下「本件死後の事務委任契約」という。)

第2条 (委任事務の範囲)

甲は、乙に対し、死後の事務処理に関する事務(以下「本件死後事務」という。)のため、次の事項を委任します。

(1) 甲の葬儀、埋葬及び供養に関する事項

(2) 甲の生前に発生した本件委任事務及び本件後見事

公証人役場

務に関わる債務の弁済

(3) 家財道具、身の回りの生活用品等の処分

(4) その他本件委任事務及び本件後見事務の未処理事務

(5) 前各号に関する復代理人の選任

第3条（費用の負担）

乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とし、甲の財産から支出することができるものとします。

第4条（契約の解除）

甲又は乙は、いつでも本件死後の事務委任契約を解除することができます。

第5条（委任者の死亡による契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本件死後の事務委任契約は終了せず、甲の相続人は、本件死後の事務委任契約上の甲の権利義務を承継するものとします。

以上

公証人役場

本旨外要件

本籍

住所

無職

委任者甲

昭和15年 月 日生

住所

会社員

受任者乙

昭和43年 月 日生

公証人役場

(別紙)

管理対象目録及び財産目録

1. 現金及び預貯金等の金融資産の表示

- (1) 三菱東京UFJ銀行 [REDACTED]
- (2) ゆうちょ銀行
- (3) スルガ銀行 [REDACTED]
- (4) みずほ銀行
- (5) 三井住友銀行 [REDACTED]
- (6) 新生銀行 [REDACTED]
- (7) 横浜銀行 [REDACTED]
- (8) かんぽ生命
- (9) ハートフォード生命保険
- (10) ジブラルタ生命保険
- (11) 現金及びその他一切の財産

2. 不動産の表示

(1) 区分所有建物及び敷地権

一棟の建物の表示

所 在 [REDACTED]

建物の名称 [REDACTED]

専有部分の建物の表示

家屋番号 [REDACTED]

建物の名称 [REDACTED]

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 8階部分 54.88㎡

敷地権の目的である土地の表示

土地の符号1

所 在 [REDACTED]

地 番 [REDACTED]

地 目 宅地

地 積 3628.50㎡

土地の符号2

所 在 [REDACTED]

地番 [REDACTED]
地目 宅地
地積 70.50㎡

土地の符号3

所在 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地目 宅地
地積 21.84㎡

土地の符号4

所在 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地目 公衆用道路
地積 155㎡

敷地権の表示

土地の符号1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 205万7116分の5751

持分 1000分の235

(2) 所在 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地目 宅地
地積 208.20㎡
持分 8分の1

(3) 主たる建物の表示

所在 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種類 居宅
構造 木造瓦・スレート葺2階建
床面積 1階 90.67㎡
2階 73.70㎡

附属建物の表示

符号1

種 類	車庫
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積	14.83㎡
持 分	2分の1

以上

(別紙)

委任事務目録

1. 日常事務

- ① 甲の生活状況の確認のための毎月1回の訪問面談
- ② 管理対象財産の保全、管理
- ③ 管理対象財産に含まれる預貯金に関する払い戻し、預け入れ
- ④ 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当その他の社会保障給付等）の受領
- ⑤ 定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・ローンの返済金・税金等）の支払い
- ⑥ 生活費の送金
- ⑦ 第5条第1項により引渡しを受けた証書等の保管
- ⑧ 郵便物の管理
- ⑨ その他前各号に付帯する一切の事務

2. 非日常事務

- ① 毎月1回以上の訪問面談
- ② 定期的な収入及び支出の保全、管理のために必要な更新契約等の諸手続き
- ③ 貸金庫取引
- ④ 物品の購入等その他日常生活に関する取引
- ⑤ 管理対象財産のうち金融資産に関する変更、換価等、処分を含む財産管理に必要な諸手続き
- ⑥ 管理対象財産のうち不動産に関する売買契約、建物新築・増改築・修繕・解体請負契約等、処分を含む財産管理に必要な諸手続き
- ⑦ 各種契約の解除・変更・更新手続き
- ⑧ 各委任事務手続きに必要な戸籍、住民票、印鑑証明書、固定資産税評価証明書等の請求受領
- ⑨ 行政官庁に対する諸手続き（市区町村・日本年金機構に対する諸手続き・登記の申請・供託の申請・税金の申告等）に関する一切の代理事務

3. 身上監護事務

- ① 介護・福祉サービス利用契約の締結、変更及び解除（但し保証委託契約は別途契約による）
- ② 高齢者用施設・介護福祉施設への入所契約の締結、変更、解除（但し保証委託契約は別途契約による）
- ③ 入院から退院までの事務（但し保証委託契約は別途契約による）
- ④ 入院を伴わない医療契約の締結（但し保証委託契約は別途契約による）

以上

(別紙)

報酬規定

甲の委任事務に関し、乙が受領する報酬を次のように定める。乙は、乙の管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

- 1 定額報酬（別紙委任事務目録の日常事務報酬）として、翌月1日限り
月額金50,000円
- 2 別紙委任事務目録の非日常事務①②③④⑤⑦⑨の報酬として
日当（1時間当たり）金5,000円
- 3 別紙委任事務目録の非日常事務⑥の報酬として
不動産に関する契約の締結（売買、新築、増改築、修繕、解体等）
契約価格300万円まで 金10万円
契約価格300万円以上 契約金額の3%
- 4 別紙委任事務目録の非日常事務⑧の報酬として
1通1,000円
- 5 別紙委任事務目録の身上監護事務報酬として、
介護・福祉サービス利用における基本契約の手続きにつき
金10万円
高齢者用施設・介護福祉施設の選定から入所契約の手続きにつき
金30万円
入院から退院までの事務（手術の同意を含む）
金10万円
入院を伴わない医療契約の手続き
金10万円
但し、支払いを受ける時期は当該事務の終了時とする
- 6 甲の死亡による任意後見契約終了に伴う事務報酬 金10万円
- 7 報酬額の増減の必要がある場合は、第1項を基準として甲・乙の協議により決定するものとする。

以上

(別紙)

代理権目録

1. 継続的管理事務

- ① 甲に帰属する全財産および本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く）ならびにその果実の管理・保存
- ② 甲に帰属する全預貯金および本契約締結後に甲に帰属する預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等）
- ③ 預貯金口座の開設および当該預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等）並びに貸金庫取引
- ④ 甲名義の投資信託の管理・解約・売却および有価証券の管理・売却
- ⑤ 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金その他の社会保障給付等）の受領およびこれに関する諸手続き
- ⑥ 定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・ローンの返済金・税金等）の支払いおよびこれに関する諸手続き
- ⑦ 保険金の受領
- ⑧ 生活費の送金
- ⑨ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ⑩ 証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード）その他これらに準ずるものの保管および事務遂行に必要な範囲内の使用

2. その他事務〔上記継続的管理事務以外の事務〕

- ① 「1. 継続的管理事務」記載事項以外の甲の生活、療養看護および財産管理（財産処分を含む）に関する一切の法律行為に関する代理事務
- ② 行政官庁に対する諸手続き（市区町村・日本年金機構に対する諸手続き・登記の申請・供託の申請・税金の申告等）に関する一切の代理事務
- ③ 「1. 継続的管理事務」および「2. その他事務」記載の各事項に関する下記の行為
 - i 行政機関等に対する不服申立およびその手続きの追行
 - ii 簡裁訴訟代理等関係業務の追行
 - iii 司法書士に対して簡裁訴訟代理等関係業務について授權をすること
 - iv 弁護士に対して訴訟行為および民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授權をすること
 - v 税理士に対して各種税務申告について授權をすること

3. その他前各号に付帯する一切の事務、前各号に関する復代理人の選任および前各号に関する事務代行者の指定

以上

(別紙)

平成28年11月30日

ライフプラン

私のライフプランは次のとおりです。

なお、このライフプランは上記期日において作成したもので、今後私の生活状況の変化に伴い変更する場合があります。

1. 財産の管理・保存・処分・変更に関する事項
 - ・預金の解約、有価証券の売却、不動産の売却等、処分を含めた一切の手続きを■■■■に任せます。その時期や価額の設定は■■■■に一任しますので、必要に応じて私の介護費用・医療費等に充ててください。
2. 定期的な収入・支出に関する事項
 - ・預金等の金融資産を解約等して整理し、定期的な収入・支出管理を■■■■が管理しやすい形にまとめてもらって構いません。
3. 保険に関する事項
 - ・病気等で入院の際には、入院給付金の受領を行ってください。
4. 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
 - ・介護で必要なものは、積極的に購入してください。
5. 介護契約その他福祉サービス利用契約等に関する事項
 - ・福祉サービスを積極的に利用しながら、在宅での介護・医療を希望します。兄は在宅医療の専門医ですので、相談しながら必要な手配をとってください。
 - ・自宅での生活が困難になった場合には、■■■■が通いやすい場所で施設を探し、入居手続きをお願いします。
6. 医療に関する事項
 - ・回復の見込みが期待できる場合、積極的に医療行為をしてください。ただし、回復の見込みのない場合は、むやみな延命治療はしないでください。具体的な医療方針については担当医師と■■■■で相談して決めてください。
7. 葬儀に関する事
 - ・むやみに華美になることなく、家族葬で見送ってください。
8. その他
 - ・■■■■が介護に従事するために、休業・失業するようなことがあれば、その収入を私が保証しますので、安心して、積極的に介護に取り組んでください。
 - ・■■■■・■■■■が、病気等で金銭的に困るようなことがあれば、私が母親として扶養責任を負いますので、積極的に私の財産を充ててください。
 - ・その他本件契約に基づく業務については、一切の件を■■■■にまかせます。

以上

(別紙)

報酬規定

甲の任意後見事務に関し、乙が受領する報酬を次のように定める。

- 1 任意後見監督人選任申立時報酬
申立書作成並びに申立手続き報酬 金15万円
財産目録作成報酬 金5万円
- 2 定額報酬（別紙代理権目録の継続的管理事務報酬）として、翌月1日限り
月額金100,000円
- 3 各種手続報酬〔乙が行う継続的管理事務以外の事務に関する報酬〕
 - ① 賃貸不動産に関する定期的な管理事務
1ヶ月の収入の合計額 10%
 - ② 不動産に関する契約の締結（売買、新築、増改築、修繕、解体等）
契約価格 300万円まで 金10万円
300万円以上 契約金額の3%
 - ③ 不動産に関する継続的契約の締結（賃貸借、管理等）
契約賃料、管理費等の1ヶ月分
 - ④ 施設入所事務 金30万円
 - ⑤ 入院から退院までの事務 金10万円
 - ⑥ 介護・福祉サービス利用における基本契約の締結 金10万円
 - ⑦ 遺産分割に関する事務
取得する遺産の額に応じ、上記③に準じて算出する。
 - ⑧ 日当 1時間につき 金5,000円
但し、①ないし⑦と重複して受領はできない。
- 4 甲の死亡による任意後見契約終了に伴う事務報酬 金10万円
- 5 その他事務報酬〔上記以外の事務に関する報酬〕
その事務を行うのに要した時間に応じて、当該報酬規定「3-⑧日当」を適用するものとする。

以上